

身体障害者手帳の記載内容を変更する方へ
(住所または氏名を変更する方)

○申請に必要なもの

① 身体障害者居住地等変更届

- ・氏名は戸籍どおりに記入してください。

② 身体障害者手帳原本

- ・変更内容は身体障害者手帳の原本に書き込みます。必ず原本を提示してください。原本を紛失している場合は、再交付申請も一緒に行う必要があります。
- ・他市町村の手帳であっても、住所を書き替えてそのまま使用できます。
- ・手帳を紛失した状態で他市町村からの転入した場合、松戸市にて再交付申請を受付します。前自治体へ情報照会を行う関係上、再交付までに時間を要する場合があります。

③ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類（写し可）

- ・マイナンバーカード、通知カード、住民票（マイナンバーが記載されているもの）など。

※他市町村から転入の場合、松戸市の要件でサービスの提供を行うため、前自治体と同じサービス内容になるとは限りません。あらかじめご了承ください。

下記宛て先は郵送時にご利用ください

(宛て先)
〒271-8588
松戸市根本 387 番地の 5
松戸市役所 障害福祉課 手帳担当 宛て

キ
リ
ト
リ

(担当課)

〒271-8588
松戸市根本 387 番地の 5
松戸市役所 障害福祉課
電 話：047-366-7348